

保護者の皆様

西九州大学附属三光幼稚園園長

令和7年度の開始にあたっての重要なお知らせ (本園運営に関する重要事項説明書の配布について)

ご入園おめでとうございます。

令和7年度の開始に当たり、本園の運営に関し重要事項をとりまとめましたので、必ず目を通して頂きますようお願いいたします。

平成27年度から子ども・子育て支援法が施行（平成27年政令第22号）され、本園は幼稚園型認定こども園として運営しております。ついては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に則り運営を行う必要があります。

つきましては、上記の法令等に則り作成した「三光幼稚園重要事項説明書」をお読み頂き、本園が入園前に説明した内容と相違ないことをご確認頂き、**提出書類6種類7枚に署名押印**をして、園までご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、今後も「本園の教育・保育内容」（5月配布予定）等をアプリ上にて配信していきます。その都度、内容をご確認いただきますようお願い致します。

新年度開始にあたり、保護者の皆様も大変ご多用の事と存じますが、子ども・子育て支援制度は、消費税増税を財源とした社会保障費から賄われており、運営面での指導・監督も大変厳しくなっております。皆様のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

記

<今回の配布物>

- 1 三光幼稚園「重要事項説明書」
- 2 提出して頂く書類
 - ① 重要事項の説明に関する同意書 **1枚**
 - ② 誓約書 **1枚**
 - ③ 個人情報使用同意書 **1枚**
 - ④ 利用契約書 **2枚**（園保管用、保護者保管用）
 - ⑤ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の加入同意書 **1枚**
 - ⑥ 緊急連絡表 **1枚**
- 3 三光幼稚園園則

※提出書類の期限を **4月16日（水曜）** にさせていただきます。配布した際の透明のビニール袋に入れて、**6種類7枚**あるかをご確認の上、クラス担任迄ご提出をお願い致します。

重 要 事 項 説 明 書

(令和7年4月1日版)

1 施設運営主体

名 称	学校法人永原学園
所在地	〒840-0806 佐賀市神園三丁目18番15号
電話番号	0 9 5 2 - 3 1 - 6 8 0 6
代表者氏名	理事長 福 元 裕 二

2 利用施設

施設の種類	幼稚園型認定こども園
施設の名称	西九州大学附属三光幼稚園
施設の所在地	〒849-0926 佐賀市若宮一丁目13番3号
連絡先	電話番号 0 9 5 2 - 3 1 - 0 7 5 3 F A X 0 9 5 2 - 3 0 - 2 9 4 1
管理者名	園長 高 尾 兼 利
開設年月日	平成27年4月1日

3 目的及び運営方針

目的	西九州大学附属三光幼稚園（以下「三光幼稚園」という。）は、学校教育法第22条の規定により、幼児（以下「園児」という。）を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とします。
運営方針	学校教育法、認定こども園法その他の関係法令を順守して、以下の方針のもと園児の教育・保育等に万全を期すものとします。 （１）全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を確保し、温かい家庭的な教育・保育を行います。 （２）少子化の進行や保育・教育に対する多様なニーズに応え、かつ質の高い幼児教育を行うため、<u>西九州大学の附属幼稚園と附属保育園が共通する理念と目標</u>を定め、就学前の子どもの成長と発達の連続性を考慮した一貫した保育と教育を行います。 （３）教育及び保育の目標として、「今日より大きな私に明日なろう」という、「あすなろう」を教育理念とした、「あすなろ保育」を共通目標として、心育（心を育てる）、食育（食を大切にする）、環育（環境を考える保育）を重視した保育を目指します。

	(4) 隣接する三光保育園の4, 5歳児とは、毎日一定の教育時間を共有し、集団遊びや活動など、子どもの社会性や協同する力の育成について連携した運営を行います。 (5) 家庭や地域との連携を密にし、園と家庭や地域との相互理解と協調を目指します。
--	---

4 提供する教育・保育の内容等

本園の教育・保育内容についての詳しい資料は、毎年5月に「本園の教育内容」として、冊子にまとめ全家庭に配布いたします。

(1) 提供する教育・保育の内容等

提供する教育・保育の内容等	幼稚園教育要領に則り教育を行います。また、本園の保育については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえた教育・保育の他、園行事等を中心に行います。
特色ある教育	本園は、西九州大学の附属幼稚園として大学と連携しながら教育にあたります。また、モンテッソーリ教育、環境教育、食育、体育教室、音楽活動、茶道等、発達段階に合わせた教育を行います。

(2) 給食

本園給食(食育)の方針	幼児の食事の提供は発達段階に応じて行います。毎回の給食に関連して繰り返し慣れ親しみ食の感性を育てていきます。本園では、目指す子ども像の5つの柱を立て、食に対する正しい感性を培います。 ①食と健康・・・食を通じて健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養います。 ②食と人間関係・・・食を通じて、他の人々と親しみ支え合うために、自立心を育て、人と関わる力を養います。 ③食と文化・・・食を通じて人々が継承してきた様々な文化を理解し、創造する力を養います。 ④命の育ちと食・・・食を通じて自らも含めたすべての命を大切にする力を養います。 ⑤料理と食・・・食を通じて素材に目を向け、素材にかかわり、素材を調理することに関心を持つ力を育てます。
昼食・おやつ	管理栄養士が子どもの発達を考慮して献立を作成し、毎月月末に翌月の献立表を配布します。遠足等の行事の際にはお弁当の持参をお願いすることがあります。おやつは手作りと市販のお菓子を提供します。
アレルギー等への対応	アレルギーのお子さんについては、管理栄養士が個別に面談をして対応を協議します。医師の診断書（又は指示書）が必要になります。
衛生管理等	管理栄養士、調理員は、毎月2回検便を行います。

(3) 送迎

希望者は、園バスによる送迎を実施します。バスのコースについては利用の可否地域がありますので、事務室にお尋ねください。通園バスの利用には別途利用料が必要となります。職員の徒歩による送迎は実施していません。

5 職員の種類、員数及び職務の内容

職名	人数	職務の内容
園 長	1 名	園務を掌り、所属職員を監督し、幼稚園を代表する。
副園長	1 名	園長を助け、命を受けて園務を掌る。
主幹教諭	1 名	園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育・保育を掌る。
教 諭 (保育士)	基準定数に加え、 必要に応じて配置	園児の教育・保育を掌る。
管理栄養士 (栄養教諭)	3 名	栄養管理と給食事務の管理及び食育に関する用務を掌る。
事務員	2 名	理事長及び園長の命を受け、所管業務を掌る。経理及び庶務・事務を掌る。
技術職員	4 名	園バスの運行並びに用務に従事する。
調理員	必要に応じて配置	食事の調理を掌る。
嘱託医	内科 1 名 歯科 1 名	園児の保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を掌る。
薬剤師	1 名	園の環境衛生検査及び環境維持管理に関し必要な指導及び助言を行う。

※本園では、認定こども園法並びに佐賀市の定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。また、上記の職員の人数は、園児数及び運営を進める上で変動する場合があります。本園の教育時間を担当する保育者は、幼稚園教諭及び保育士の両免許所持者です。

6 教育保育を行う日及び時間等

(1) 開園日、開園時間

開園日	月曜日～金曜日まで
開園時間	7時30分から18時30分（延長は19時まで）

(2) 利用時間及び休業日

認定区分（※）ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。また、利用時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、預かり保育、延長保育、早朝保育（以下「時間外保育」という。）を提供します。時間外保育をご利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

【2号・3号認定子ども（保育標準時間 最大11時間 保育短時間 最大8時間）】

開園日	月曜日から土曜日まで
利用時間	【保育標準時間認定を受けた方】 7時30分～18時30分（11時間） 【保育短時間認定を受けた方】 8時30分～16時30分（8時間）
延長保育	【保育標準時間認定を受けた方】 18時30分～19時まで（別途追加料金100円が必要） 【保育短時間認定を受けた方】 16時30分～19時まで（別途追加料金が30分ごと100円が必要）
早朝保育	【保育短時間認定を受けた方】 7時30分～8時30分（別途30分ごと100円の追加料金必要）
休業日	日曜日・国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※本園は、幼稚園型認定こども園として運営しておりますので、土曜日利用については保護者の就労が必要です。職員配置のため、翌月の利用計画を月末までに事務室までお知らせ下さい。

※本園は幼稚園（学校）です。インフルエンザによる学級閉鎖や学年閉鎖等を行った場合、1号認定だけでなく、2号-3号認定のお子様も適用されますので、予めご了承ください。

【1号認定子ども（教育標準時間認定 概ね4時間程度）】

開園日	月曜日から金曜日まで
利用時間	8時30分～14時（5時間30分）
預かり保育 （一時預かり）	・月曜日～金曜日 ＜平常保育＞14時（降園）～17時30分 ＜午前中保育＞11時30分（降園）～17時30分 （3時間未満は450円、3時間以上は150円が別途追加料金として必要） ・長期休業中 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分 （3時間未満は450円、3時間以上は150円が別途追加料金として必要） ※土曜、盆、正月、行事などの特別日の預かり保育は実施していません。
延長保育	17時30分～19時（別途30分ごとに100円の追加料金が必要）
早朝保育	7時30分～8時30分（別途30分ごと100円の追加料金必要）
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日、その他園長が定める日 春期休業日（4/1～6）、夏季休業日（7/19～8/31） 冬季休業日（12/25～1/7）、学年末休業日（3/25～31）

※支給認定区分

	対象となるお子さま		
	年齢	保育の必要性	教育保育時間
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間（概ね4時間程度）
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間（最大11時間） 保育短時間（最大8時間）
3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間（最大11時間） 保育短時間（最大8時間）

7 利用定員

認 定 区 分	満 3 歳未満の子	満 3 歳以上の子	計	合計
保育を必要とする子ども（3号、2号）	12名	118名	130名	310名
保育を必要とする子ども以外の子ども（1号）		180名	180名	

8 利用の開始及び修了に関する事項等

入園資格	本園に入園することのできる者は、2歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とします。
入園 申し込み	入園の申し込みは、次のとおりとします (1) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が本園に入園を希望する場合は、佐賀市の指定の申請書に必要事項を記載し、その他必要な書類を添えて、佐賀市に申請して下さい。 (2) 1号認定子どもの保護者が本園に入園を希望する場合は、佐賀市指定の申請書に必要事項を記載し、入園手数料を添えて直接本園に申し込んで下さい。
選 考	(1) 1号認定子どもの入園を希望する者が多数となり、利用定員を超える場合の選考基準は、次のとおりとします。 ①園の教育・保育方針に賛同できる人 ②在園児の弟妹である場合 ③卒園児の弟妹である場合 ④先着順 (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの入園を希望する者が多数あり、利用定員を超える場合は、佐賀市の基準に則り保育を受ける必要性の高い人を優先的に利用できるよう調整します。 (3) 子育て支援ナースリーに入園を希望される場合、原則、誕生日が早い方を優先します。
転 園	転園する場合は、その事由を記して園長に届け出る必要があります。
退 園	退園する場合は、その事由を記して園長に届け出る必要があります。
卒園の要件	園長は、教育課程を修了したものには、修了証書を授与します。

9 利用開始後の認定区分等の変更手続き

利用開始後、保護者の就労等、及び、ご家族の構成等の、状況が変わった際には、認定区分の変更申請などの手続きが必要です。速やかに園にお知らせください。

(1) 変更内容

変更内容	例
① 認定区分・保育の必要量等	就職、退職、出産、勤務時間等就労状況が変わる場合
② 保護者の氏名、住所、連絡先等	転居、別居、祖父母との同居等世帯構成が変わる場合

- (2) 変更の手続き先
三光幼稚園（事務室）

- (3) 提出の期限
変更する前月の 5 日（佐賀市の締切が 10 日のため）

10 保育料等に関すること

保育料等とは、保育料、特定保育料、給食費、実費徴収をいいます。

(1) 保育料等

保育料は、国が定める保育料（3 才児・4 才児・5 才児）は無償です。その他に本園独自が定める特定保育料、給食費、実費徴収があります。その他に必要な費用は、「別表 1（p19）」のとおりとします。園が定める期日までに納入してください。

2 才児の 3 号認定子どもについては、住民票を置く市町村が定める保育料が必要です。（別紙誓約書）

また、当該費用は、出席の有無（休園含む）にかかわらず納入するものとします。

(2) 保育料等の滞納

保育料等を 2 カ月以上滞納し、督促に対し誠意をもって対応しない場合は、退園とする場合があります。

(3) 保育料等の返還

既納の保育料等、及び入園手数料は、原則としてこれを返還いたしません。

11 支払方法

毎月の保育料等については、事務処理の都合上、銀行口座からの引き落としとなりますので、ご協力をお願いいたします。

(1) 取扱い金融機関・・・佐賀共栄銀行、佐賀銀行

※佐賀共栄銀行、佐賀銀行に口座をお持ちでない方は、事前に口座の開設をお願いします。

(2) 引き落とし日 毎月 25 日に引き落しいたします。25 日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日です。ご面倒ですが前日までにご入金をお願いいたします。

(3) 手数料は 1 回 55 円です。手数料も保育料と同時に引き落としとなりますのでご了承ください。

(4) 振替ができなかった場合

園の方へ直接現金で納付してください。支払期限は月末です。

振替日（毎月 25 日）以降に入金された場合、その月分の保育料等は振替できませんので、予めご了承ください。

12 その他、有料となる書類

在園証明書	200 円
附属小学校受験 事務手数料	1000 円

13 緊急時における対応

- (1) 保育中に、園児の体調が急変したり、けがをした場合、速やかに園児の保護者、学校医又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- (2) 保護者への連絡については、あらかじめお知らせいただいた緊急連絡先に、速やかに行います。ただし、万が一保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を優先させ、しかるべき対応を行いますので予めご了承ください。

学校医 (内科)	医師名等	陣内内科・小児科クリニック
学校医 (歯科)	医師名等	鳥巢歯科
救急隊	佐賀広域消防局佐賀消防署	
警察署	佐賀警察署	

14 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更) 届出書	佐賀消防署へ毎年度届出 防火管理者 副園長
避難訓練	火災及び地震・水害を想定した避難訓練（年6回）及び防犯訓練を実施します。ナースリーにつきましては、月1回実施します。
防災設備	消火器具、自動火災報知設備
防犯設備	非常通報装置・防犯カメラ・警備会社による警備
避難場所	第1 避難場所 「運動場」 第2 避難場所 「創価学会第3 駐車場」 第3 避難場所 「西九州大学佐賀キャンパス（神園）体育館」 第4 避難場所 「遊戯室」 第5 避難場所 「あすなろ棟」
園児の引き渡し の方法	引き渡し場所を設置し、引き渡し票に基づいて対応します。

重要

三光幼稚園 災害時の対応について

令和7年4月1日

三光幼稚園では緊急時は以下のように対応しております。必ずお読み頂き、ご理解とご協力をお願いします。

		保育について	園の対応	保護者の対応	あすなろ保育等
水害	朝から冠水	・自由登園（公欠扱いの為、欠席・遅刻になりません）	・アプリ配信、ホームページ、電話連絡にて7時頃情報発信。	・家庭による完全送迎をお願い致します。（バス送迎は安全を確保できない為、運行できません。）	・2号・3号認定児のみの受け入れとなります。
	保育中冠水	・自由降園冠水しやすい地区の方は、早めにお迎えをお願いします。	・アプリ配信、ホームページ、電話連絡にて情報発信。	・全員お迎えをお願い致します。何時になられても構いません。遅くなられる場合は、お迎えの時間が分かり次第、園に連絡をください。 ・祖父母の方等にお迎えをお願いされる方はその方にも必ず情報をお伝えください。	・全員お迎えの為、あすなろ保育の利用の子どもたちも各クラスで過ごします。
	降園前後に冠水		・アプリ配信、ホームページ、電話連絡等で、お迎えのご協力をお知らせします。 ・バスの運行ができない地区の子どもたちは、安全のため園での待機になります。	・急にお迎えをお願いすることがありますので、れんらくアプリやホームページ等をこまめにチェックして下さい。 ・各家庭で園までお迎えに来てください。	・事前に申込み頂いている所は通常通りのあすなろ保育となります。 ・園待機の子どもたちは、ホールでお迎えを待ちます。
積雪	朝から積雪	・自由登園（公欠扱いの為、欠席・遅刻になりません）	・アプリ配信、ホームページ、電話連絡にて7時頃情報発信。	・家庭による完全送迎をお願い致します。（バス送迎は安全を確保できない為、運行できません。）	・2号・3号認定児のみの受け入れとなります。
	保育中積雪		・アプリ配信、ホームページ、電話連絡にて情報発信。	・全員お迎えをお願い致します。何時になられても構いません。遅くなられる場合は、お迎えの時間が分かり次第、園に連絡をください。 ・祖父母の方等にお迎えをお願いされる方はその方にも必ず情報をお伝えください。	・全員お迎えの為、あすなろ保育を利用の子どもたちも各クラスで過ごします。
台風		・自由登園（公欠扱いの為、欠席・遅刻になりません）	・アプリ配信、ホームページ、電話連絡にて7時頃情報発信。	・家庭による完全送迎をお願い致します。（バス送迎は安全を確保できない為、運行できません。）	・2号・3号認定児のみの受け入れとなります。
地震	保育中地震		・アプリ配信、ホームページ、電話連絡にて情報発信。	・全員お迎えをお願い致します。（お迎えの場所は、正門前に貼り紙にてお知らせします。安全を確保してお越し下さい。） 何時になられても構いません。 ・祖父母の方等にお迎えをお願いされる方はその方にも必ず情報をお伝え下さい。	
火災	保育中火災		・クラス単位の電話連絡でお知らせします。 ・正門前に避難場所等を掲示します。	・全員お迎えをお願い致します。 ・避難場所は、火元によって変わります。 ・西九州大学佐賀キャンパスの玄関に貼り紙をしますので、自分の子どもがどこにいるか確認してお迎えをお願いします。	

- ① この他、状況次第では、休園にする場合もありますので、園からのアプリ配信をこまめにチェックして下さい。
- ②地震や水害、台風については、市のホームページやテレビ、ラジオ等の情報を見て、ご家庭の方で自主的に判断してお迎えをお願いします。
- ③いつもと違う状況の下では、お子様が不安になるかもしれませんので、出来るだけ早めのお迎えをお願い致します。保護者の方のお迎えが遅くなる場合は、ご連絡下さい。長時間、園で待機する場合は、出来る限り軽食等を準備して配慮していきます。
- ④アプリ配信や電話は、回線のパンク等の為、繋がらないことが考えられます。お家の方のお迎えがあるまでは、園の方で責任をもって預かりますので、落ち着いてお迎えに来て下さい。火災の場合については、連絡や避難場所を西九州大学佐賀キャンパスの玄関に貼り紙でお知らせしますので、各自確かめてお越し下さい。

15 要望・相談の受付

相談・苦情受付 担当者（窓口）	副園長	電話	0952-31-0753
相談・苦情受付責任者	園長	電話	0952-31-0753
第三者委員	西九州大学 教授 田中 麻里	電話	0952-31-3001
	にじのはねこども園 園長 高尾 恵子	電話	0952-30-0545
受付方法等	面談・文面・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。		

※当園では、上記の他、玄関口に要望、苦情等に係る「相談箱」を設置しています。

ただし、匿名での投書の場合、お答えできない場合があります。

16 賠償責任保険等に関する事項

施設賠償責任保険	1 事故 4 億円 1 名につき 1 億円
生産物賠償責任保険	1 事故 4 億円 1 名につき 1 億円

※全日本私立幼稚園連合会、全日本私立幼稚園PTA連合会JP保険

※三光幼稚園では、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。そのためには同意書が必要ですので、ビニール袋に入った同意書にサインをお願いします。

17 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

- (1) 本園では、関係法令及び学校法人永原学園個人情報の保護に関する規程に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理します。
- (2) 本園の職員は、保育を提供する上で知り得た園児、保護者及びその家族等に関する秘密を許可なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- (3) 前項の定めに関わらず、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに保護者の同意を得るものとします。（別紙同意書）
 - ①卒園に当たり、入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
 - ②転園する場合、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
 - ③緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

18 子どもを平等に取り扱う原則について

本園は「特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」第59条に則り、全ての子どもを平等に取り扱います。

19 入園時に必要な書類等

- (1) 住居を確認するもの。
- (2) 保護者の連絡先を明示するもの。
- (3) 児童の体調を確認するもの。(病歴、予防接種の記録、アレルギー等)
- (4) 児童の嗜好や生活習慣を知るもの。

※2歳児については母子手帳のコピーをお願いすることがあります。

20 保護者と園の連絡について

- (1) 三光幼稚園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分に情報共有し、協力し合っていくことが大切だと考えております。そのため、園での状況やご家庭での状況を相互に連絡し合うために『れんらくアプリ』を活用します。
ナースリーのお子さんについては、特に、体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など、お子様のご家庭での様子もできるだけ詳しくお知らせ下さい。
- (2) 毎月1回、月末に翌月の園だよりや学年便り等を配信し、中旬頃に食育便り、隔月に保健便りを配布いたします。園やクラスの様子、行事や連絡事項、注意事項など大切なことをお知らせしますので、必ずお読みください。
- (3) この他、緊急の場合、登録者にはアプリ配信をします。また、ホームページを活用したお知らせや連絡も行いますので、定期的にご覧ください。

21 保護者の会（PTA）について

保護者、園の職員が連携して子どもたちの教育のために活動したり、会員相互の親睦や研修を深めるための組織として、三光幼稚園保護者の会（PTA）があります。加入は任意ですが、本園の保護者の皆様は、全員ご加入いただき、子どもの育ちを支えて頂いております。各クラスから自薦・他薦で役員が選出された後、保護者総会で会長、副会長、会計、会計監査等が承認されます。

全員の保護者が1年間の行事中に1回は参加して頂きますので、子どもたちのために相互にご協力をお願いします。

22 健康診断について

1号・2号 認定児	毎年1回、園医による健康診断を行い、健診の結果については個別に文書でお知らせします。また、身長、体重の測定は2か月に1回行い、れんらくアプリ内の「身体計測」にてお知らせします。尿検査も年1回行います。
ナースリー	毎年2回、園医による健康診断を行い、健診の結果については個別に文書でお知らせします。また、身長、体重の測定は1か月に1回行い、れんらくアプリ内の「身体計測」にてお知らせします。尿検査も年2回行います。
その他	お子様の日頃の様子でご心配なことがありましたらご相談下さい。

23 本園のご利用に際し、留意していただくこと

登園時間	登園は9時30分までにお願いします。
欠席等の連絡	欠席の連絡はれんらくアプリでの手続きをお願いします。 アプリでできなかった場合、又は登園が遅れることを連絡する場合は、10時までに三光幼稚園（31-0753）までご連絡下さい。
毎朝の検温 体調の確認	お子様の体調を知るために、朝の体温をれんらくアプリに入力していただきますようお願いいたします。 ナースリーのひよこ組については、ご家庭で①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認してください。
感染症について	学校保健安全法施行規則に規定する出席停止の期間の基準に準じて対応し、感染症のまん延を防ぐ為、医師の指示に従ってお休みをお願いしております。感染症の種類や登園の目安、提出書類につきましては、次頁をご参照ください。 ※基本的には『意見書（登園許可証）』（様式A）の提出をお願いしていますが、感染症の流行が警報レベルに達し、受診者数が増加すると、要受診者を優先するため、医療機関によっては『意見書（登園許可証）』の記載を断られる場合があります。そのような場合は、保護者様で記載した登園届（様式B）の提出をお願いいたします。登園届を提出し登園される場合も、必ず医師の指示に従っていただきますようお願いいたします。
学級閉鎖や 臨時休園について	インフルエンザや新型コロナなどの流行で学級閉鎖あるいは休園になる場合があります。実施にあたっては、行政（佐賀市及び保健所）及び園医（委託医）の指導に則り実施します。園内での様々な感染状況は、れんらくアプリ内の「本日の体調不良による欠席情報」で確認できます。
発熱のある 場合	発熱については、登園前の体温が再検しても平熱以上ある場合は登園を控え、他の症状や状況に応じて受診をしてください。個々の平熱や既往により個別に判断しますが、37.5℃以上の発熱の際は、受診して医師の診断を受け、解熱剤を使用せずに平熱に下がってから経過観察（24時間程度）後に登園再開をお願いいたします。
ケガや体調 不良時の連絡、お迎え について	保育中に受診が必要なケガや発熱、感染症の疑いがある発疹や嘔吐・下痢、眼球充血がある場合、また有症状や食欲不振・不機嫌などに加えて体温が目安として37.5℃以上ある場合は連絡をさせていただきますのでお迎え、受診をお願いします。幼児は急激に状態が変化することもありますので、連絡後は、 <u>30分以内</u> にお迎えをお願いいたします。
汚れ物の持ち 帰りについて	園内での集団感染や感染拡大を防ぐため、便や嘔吐物で衣服等が汚れた場合には園での予備洗いをせず、そのまま家庭にお返ししています。主に感染性胃腸炎の感染防止対策としてですが、便中には様々なウイルスの排出が長期に渡ることがあり、あらゆる感染源になる可能性があるため、ご家庭で対応していただいております。また、持ち帰り後も取扱いに十分注意し、家庭での感染にもお気をつけください。ご理解ご協力をお願いいたします。

与薬について	病院で処方されたお薬は、保護者の方で与薬することが原則ですので、幼稚園に与薬を依頼することは、できる限り控えてください。薬の処方がある場合には、医師に幼稚園に通っていることを伝え、1日2回の処方にできるか相談をしてください。また、1日3回の処方の場合にも、朝、帰宅後、眠前へ内服時間をずらして、ご家庭で与薬していただくよう、お願いします。 やむを得ず保育中に与薬が必要な場合には、「与薬依頼書」に必要事項を記入し、登園の際に職員に手渡しでの依頼、連絡帳への入力をお願いいたします。
予防接種後の登園について	お子様の体調を考慮し、予防接種後の登園はお断りしております。予防接種後は、副作用の出現に備える為にも、ご自宅での保育をお願いします。
お土産など食べ物の預かりについて	食べ物による事故が多く発生しております。食物アレルギーなどのお子様もいらっしゃいますので、安全のために園では、給食、おやつ以外の食べ物の配布は一切できませんので、あらかじめご承知おきをお願いします。
その他持ち物について	・園生活で必要以外のもの（個人のおもちゃ・シール・カード・大きなキーホルダー等）は、トラブルの原因となりますので、幼稚園に持たせないようにしてください。 ・自分の持ち物だと分かる目印にするため、通園バック等にキーホルダーを付けることは可能ですが、固いものやとがっている物、破損しやすいものは避けてください。また、紛失や怪我、トラブル防止の為、1つのみ付けるようにしてください。名前の記入もお願いします。 ・髪飾りは、転倒の際の怪我防止のため、やわらかいものにしてください。カチューシャの使用は禁止します。

《与薬依頼の方法について》

お願い

病院で処方された薬は、保護者の方で与薬することが原則ですので、幼稚園に与薬を依頼することはできません。控えてください。

薬の処方がある場合は、医師に幼稚園に通っていることを伝え、1日2回の処方にできるか相談してください。

また、1日3回の処方の場合にも、朝、帰宅後、眠前への内服時間をずらしてご家庭で与薬していただくよう、お願いいたします。

やむを得ず、保育中に与薬が必要な場合には、右の用紙に必要な事項をご記入し、依頼してください。

【1. 依頼時に必要なもの】

- ①与薬依頼書（HPからダウンロードするか、コピーして使用してください）
- ②薬（昼食後の薬袋・容器に記名、水薬も一回分を別容器に入れてください）
- ③薬剤情報（お薬ノートや薬剤情報提供書）

【2. 依頼方法】

①～③を与薬が必要な日に、園の指定袋に入れ、登園時（バス乗車時）に必ず職員へ手渡しで依頼し、れんらくアプリにコメントの入力をしてください。
※続きの薬の場合も毎日同様に依頼をお願いいたします。

【3. お断りする薬について】

- ・受診後初回内服分の薬
 - ・市販の薬
 - ・薬剤情報日付や内容が合わない薬
 - ・以前に、病院に行って処方された薬の残りなど
 - ・解熱鎮痛剤や喘息吸入薬など、症状に応じて屯用で使用する薬
 - ・内服以外の薬（座薬・点眼薬・点鼻薬・点耳薬・軟膏類）
- ※内服薬以外の薬は、保育時間にどうしても与薬必要場合は考慮しますので、ご相談ください。

◎お預かりした薬が【3. お断りする薬について】に該当する場合は、そのまま返却させていただきますので、ご了承ください。

与薬依頼書

令和 年 月 日

西九州大学附属三光幼稚園

園 長 様

組 名： _____

園児名： _____

医師と相談の結果、指示によりやむを得ず保育時間中に与薬が必要となりました。保護者の責任のもと、幼稚園での与薬を依頼いたします。

保護者名： _____ 印

病名および症状							
受診した病院(TEL)	(密)						
受 診 日	令和	年	月	日	曜日		
与 薬 期 間	月	日	～	月	日	(日間)	
薬の種類(数) (□に☑をつける)→	☐ 錠剤 (錠)						
	☐ 粉 (包)						
	☐ 液・シロップ (種類)						
	☐ 外用薬						
	☐ その他 ()						
そ の 他							

※慢性疾患やアレルギーにより、与薬に関して特別な配慮が必要な場合は、申し出てください。

※不備等がある場合は、そのまま返却いたしますので、ご了承ください。

職員 サイン欄	受取者				
	投薬者				

— 感染症にかかった場合の登園の目安・提出書類について —

1) 医師が記載した意見書（様式 A）が必要な感染症について

感染症のまん延を防ぐため、学校保健安全法の出席停止期間に準じて対応していますので、下表に示す感染症に罹患した場合、登園再開時に医師からの意見書（様式 A）をご提出してください。医療機関が発行した登園許可書等でもかまいません。

お子さんの病状が回復し、幼稚園における集団生活に支障がないと医師により判断されたことを、保護者を通じて確認した上で、登園を再開することを前提としていますので、ご理解ご協力お願いいたします。

感染症名	出席停止期間
麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること※無症状の感染の場合は、検体採取日を 0 日目として 5 日を経過すること
風しん	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂痂（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺炎、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜炎（プール熱） アデノウイルス	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157, O26, O111 等）	医師により感染のおそれがないと認められていること（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと認められていること

参考：保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）こども家庭庁 2018(平成 30)年 3 月
（2023(令和 5)年 5 月一部改訂）＜2023（令和 5）年 10 月一部修正＞

意見書（医師記入）

三光幼稚園 園長 殿

園児氏名

生年月日 H・R

該当疾患に✓をお願いします

	麻しん（はしか）※
	インフルエンザ※
	新型コロナウイルス感染症※
	風しん
	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	結核
	咽頭結膜炎（プール熱）※
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（O157,O26,O111 等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名：

医師名：

※印の疾患について

必ずしも治癒の確認は必要ありません。

意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

幼稚園は幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いいたします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、医師により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この『意見書』を園に提出してください。

登園届（保護者記入）

三光幼稚園 園長 殿

園児氏名

生年月日 H・R

該当疾患の記入をお願いします。

--

（医療機関名） _____（令和 年 月 日受診）において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので令和 年 月 日
より登園いたします。

令和 年 月 日

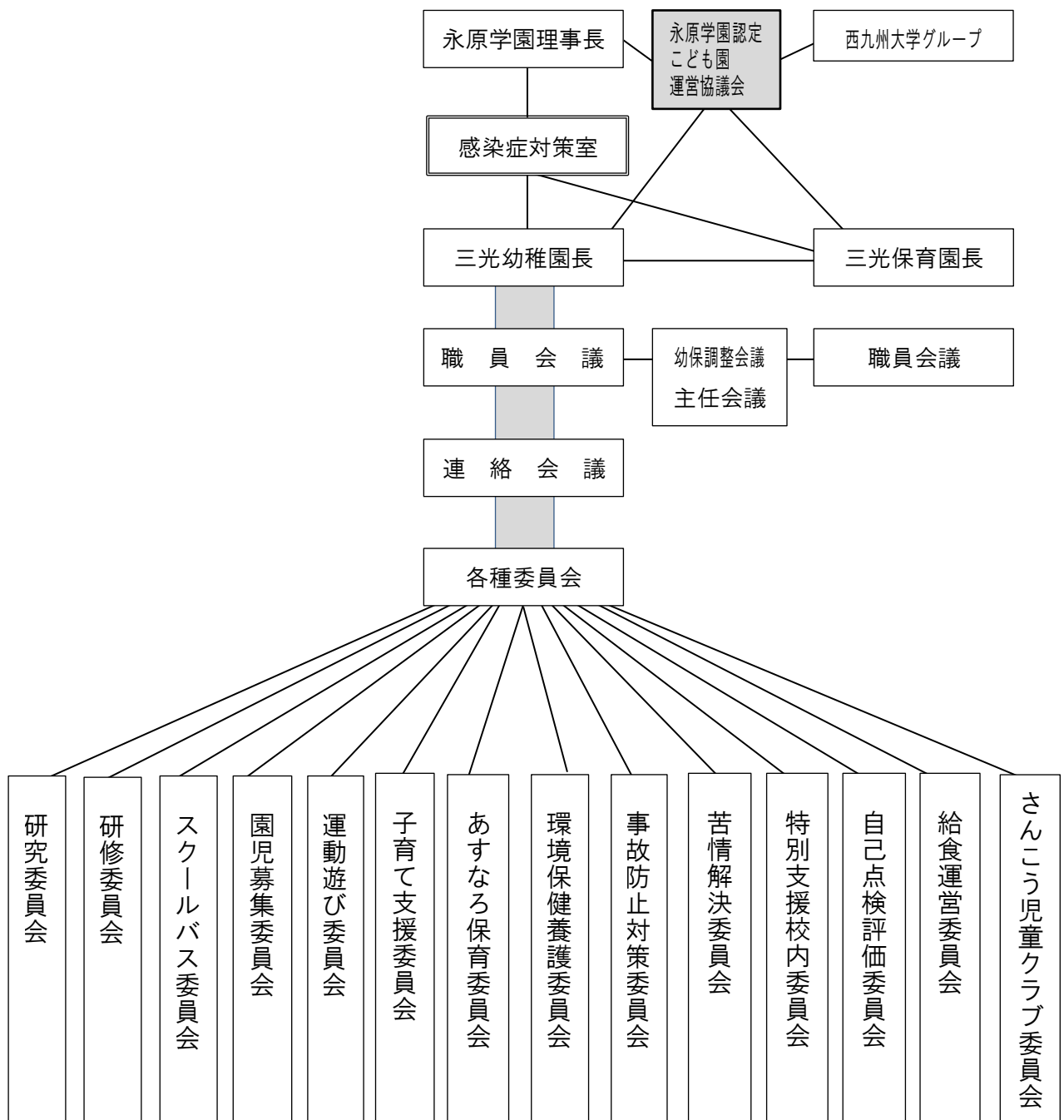
保護者名

※保護者の皆さまへ

幼稚園は、幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園の目安を参考に、医師の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

令和7年度 三光幼稚園の運営体制

- 三光幼稚園と三光保育園は、下図の体制で運営をしています。特に、定期的に行う「永原学園認定こども園運営協議会」では、理事長、西九州大学学長、副学長、学科長をはじめ、教員、保育者の代表が認定子ども園の運営について協議・検討を行い、様々な助言とチェックを行い、全ての子どもに最善の利益が保障される園としての多面的なサポートを行っています。



三光幼稚園重要事項説明書

別表 1

1 保育料

保育料は、お住まいの市町村が定める額。（別表 2）

2 入園手数料

1 号	2 号	3 号	入園前の準備（1～3号）、入園選考及び認定申請手続き事務（1号）
5,000円	3,000円	3,000円	

3 特定保育料の種類、理由及びその額

種類	理由	金額	対象
外部支払報酬費 （講師への支払）	体育教室、音楽指導、茶道等	月額 300円×12	3・4・5歳児
教育・保育充実費	教育及び保育の充実	月額 200円×12	〃
施設維持整備費	施設や教育環境の維持整備	月額 500円×12	〃

※特定保育料は、1年間の経費を12ヶ月で割った料金です。

4 実費（口座振替徴収金の明細は、別表 3 をご参照ください。）

種類	金額	対象
給食費（主食＋副食/日） ・1号：主140円、副240円 ・ひよこ2組：〃、副260円 ・2号：主140円、副300円	月額 5,400円×12月	年間170日程度実施した際の経費を12か月で割っています。
	月額 5,700円×12月	
	月額 8,800円×12月	※土曜利用 1回 440円
保護者の会（PTA会費）	月額 400円×12月	1号・2号・3号（弟妹は300円×12月）

上記の他、新年度用品・絵本代・体操服・制服・園外保育交通費・卒園アルバム代・日本スポーツ振興センター共済給付負担金・おむつ処理代等についてご負担いただきますが、年齢などによって異なりますので、学年ごとにお知らせいたします。

5 時間外保育追加料金

	認定区分 時間等		1号	2号・3号		新2号
			標準時間	短時間	標準時間	標準時間
早朝保育	月～金 土曜日	7：30～8：30	100円/30分	100円/30分	—	100円/30分
預かり保育 （一時預り）	月～金	14：30～17：30	450円	—	—	450円
	長期休業中	8：30～17：30	・3H未満 450円/日 ・3H以上 150円/時間	—	—	1号と同じ
延長保育	月～金 土曜日 長期休業中	16：30～17：30	—	100円/30分	—	—
		17：30～18：30	100円/30分	100円/30分	—	100円/30分
		18：30～19：00	100円	100円	100円	100円

佐賀市保育料基準表 保育認定(保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業)

階層	所得割課税額	0～2歳		備考① (多子特例)	備考② (ひとり親世帯等)	副食費		
		標準時間	短時間			3号(0～2歳)	2号(3～5歳)	1号(3～5歳)
A	生活保護世帯							
B	市町村民税非課税世帯							
C	48,600円未満	19,500	0	*2人目以降も0円	*2人目以降も0円		免除(所得割課税額 57,700円未満) *ひとり親世帯等は、 77,101円未満が免除	免除(所得割課税額 77,101円未満)
D	48,600円以上 57,700円未満	22,800	19,300	*最年長の子どもから順に2人目は半 額、3人目以降は0円	*左欄の金額によらず1人目は9,000 円(標準/短時間)、2人以上いる場 合の2人目以降は0円			
E	57,700円以上 64,700円未満	22,800	22,500					
	64,700円以上 77,101円未満	26,200	25,900					
	77,101円以上 80,800円未満	26,200	25,900					
F	80,800円以上 97,000円未満	28,900	28,500					
G	97,000円以上 113,400円未満	31,500	31,100					
H	113,400円以上 132,900円未満	35,500	35,000					
I	132,900円以上 152,100円未満	38,900	38,400	*小学校就学前の範囲で、保育所や 幼稚園等を同時に利用する場合、1 人目は左記表の金額を適用し、2人 目は半額、3人目以降は0円		*保育料を含む (実費徴収なし) (主食費・副食費ともに保育 料を含む。)	*実費徴収(施設へ 直接支払い、金額は施 設母に異なる。)	*実費徴収(施設へ 直接支払い、金額は施 設母に異なる。)
J	152,100円以上 169,000円未満	43,300	42,700				*同一世帯内の就 学前の子どもが、施 設に入所又はサー ビスを利用している 場合、最年長の子 どもから順に3人目 以降は、免除。	*同一世帯の小学 校3年生までの子ど ものうち、最年長の 子どもから順に3人 目以降は免除。
K	169,000円以上 200,400円未満	46,200	45,500					
L	200,400円以上 301,000円未満	49,200	48,500					
M	301,000円以上 397,000円未満	51,000	50,200					
N	397,000円以上	66,300	65,300					

※「ひとり親世帯等」とは・・・

・保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた在宅障害児、又は特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯

・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準じる程度に困窮していると市長が認める世帯

*3～5歳児の主食費は、直接割に実費支払

令和7年度 三光幼稚園口座振替金の明細

別表3

単位:円

	科 目		支払回数	1号認定			2号認定			ナースリー	
				年長	年中	年少	年長	年中	年少	3号認定	子育(1号)
入園時のみ	1	氏名ゴム印	入園時のみ	770			770			770	770
	2	のり	入園時のみ	240			240			240	240
	小計1			1,010			1,010			1,010	1,010
毎年度1回	1	シール帳	毎年4月のみ	720	690	540	720	690	540	740	740
	2	名札代	毎年4月のみ	175			175			175	175
	3	ファイル代	毎年4月のみ	※現時点では未定。2月頃決定した後お知らせします。							
	4	れんらく袋代	毎年4月のみ	105			105			105	105
	5	誕生カード	毎年4月のみ	315			315			315	315
	小計2			1,315	1,285	1,135	1,315	1,285	1,135	1,335	1,335
毎月必要	1	絵本代	毎月	480	480	460	480	480	460	440	440
	2	保護者の会費	毎月	400			400			400	400
	3	給食費(主+副)	毎月	5,400							5,700
	4	給食費(主+副)	毎月				8,800				
	5	保育料(基本)	毎月	無償			無償			市町決定	24,500
	6	特定保育料	3・4・5歳のみ 毎月	1,000			1,000				
	7	バス代(利用者)	毎月	2,000			2,000			2,000	2,000
	小計3 (バスなし)			7,280	7,280	7,260	10,680	10,680	10,660	840	31,040
	小計4(バス利用者)			9,280	9,280	9,260	12,680	12,680	12,660	2,840	33,040
年長児加算	1	卒園アルバム代	毎月	650	—	—	650	—	—		
	2	卒園記念品代	毎月	100	—	—	100	—	—		
	小計5			750	0	0	750	0	0		

注 各家庭の実費負担額は、小計1～6までの合計となります。

※1 ナースリーの子育て枠の入園者(1号)は、誕生日の翌月から基本保育料は無償の対象になります。

※2 3号認定子どもの保育料には、給食費とおやつ代が含まれています。

※3 特定保育料とは、本園の特色ある教育を提供するために必要な経費の一部で、

モンテッソーリ教育、体育教室、音楽教育等外部講師料、プールに要する経費、園庭の整備に要する経費となります。

※4 1号認定こどもの給食費は年間170日程度実施した際の経費を12ヶ月に分割して徴収します。

※5 市の認定により、副食費免除世帯があります。(主食費は必要です)

※6 口座振替手数料55円は毎月保護者負担でお願いします。

※7 2号認定で土曜保育を利用する場合、事前のお申し込みが必要です。

申込みと同時に給食費1日440円を納入下さい。なお、当日キャンセルされても返金はできません。

※8 紙おむつを使用されているお子様はおむつ処理料200円が必要です。期間は個別対応します。